

告 示

埼玉県告示第四十五号

測量計画機関であるさいたま市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年一月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

さいたま市

二 作業種類

公共測量（さいたま市境界点座標変換業務（北部その一、その二））

三 作業地域

さいたま市北区地内、さいたま市大宮区地内外

四 作業期間

平成二十九年十二月二十六日から平成三十年三月二十日まで